4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　犯行に使用された情報提供業者名

ア　㈱マジェスティ（使用屋号：マンツーマンサポート）

イ　㈱絆（使用屋号：絆）

ウ　㈱エクセル（使用屋号：ハートフルコミュニケーション、ＨＦＣ）

エ　㈱ベスト（使用屋号：日本トラックマンクラブ、ＪＴＣ）

オ　みらい企画㈱（使用屋号：ベストパートナー）

⑵　振込に使用された銀行口座等

①会社名（使用屋号）、②口座名義人、③金融機関名、④口座番号（ゆうちょ銀行は通帳記号等）の順に記載

ア　①株式会社マジェスティ（マンツーマンサポート）、②㈱マジェスティ、③三井住友銀行行徳支店、④普通預金　7090239

イ　①株式会社マジェスティ（マンツーマンサポート）、②㈱マジェスティ、③東京ベイ信用金庫行徳支店、④普通預金　3578483

ウ　①株式会社マジェスティ（マンツーマンサポート）、②㈱あいおい投信、③ゆうちょ銀行、④通帳記号10570　通帳番号49740821

エ　①株式会社絆（絆）、②㈱絆、③ゆうちょ銀行、④通帳記号10170　通帳番号85908161

オ　①株式会社絆（絆）、②㈱絆、③りそな銀行西葛西支店、④普通預金　0094246

カ　①株式会社絆（絆）、②㈱絆、③三井住友銀行西葛西支店、④普通預金　2226028

キ　①株式会社絆（絆）、②㈱絆、③千葉銀行葛西支店、④普通預金　3064172

ク　①株式会社エクセル（ハートフルコミュニケーション、ＨＦＣ）、②㈱エクセル、③ゆうちょ銀行、④通帳記号10540　通帳番号62306271

ケ　①株式会社エクセル（ハートフルコミュニケーション、ＨＦＣ）、②㈱エクセル、③三井住友銀行浦安支店、④普通預金　6979222

コ　①株式会社エクセル（ハートフルコミュニケーション、ＨＦＣ）、②㈱エクセル、③楽天銀行第一営業支店、④普通預金　7206205

タ　①株式会社ベスト（日本トラックマンクラブ、ＪＴＣ）、②㈱ベスト、③ゆうちょ銀行、④通帳番号10560　通帳記号86052341

チ　①みらい企画株式会社（ベストパートナー）、②みらい企画㈱、③ゆうちょ銀行、④通帳記号10560　通帳記号25895381

ツ　①みらい企画株式会社（ベストパートナー）、②みらい企画㈱、③東京ベイ信用金庫行徳支店、④普通預金　3580747

テ　①みらい企画株式会社（ベストパートナー）、②みらい企画㈱、③楽天銀行タンゴ支店、④普通預金　7038897

⑶　主な犯行手口

①競馬愛好家や過去に詐欺の被害にあった人の名簿を入手し、高確率で高額な払戻金を獲得した実績のある団体や人物から競馬の買い目情報が獲得できる旨の宣伝文句と虚偽の的中結果等が記載された書面を送付し、②その書面に興味を示した申込者が金銭を支払うと、実績のある団体等ではなく、被告人らの団体の構成員が適当に予想した買い目情報を提供したり、あるいは、内容虚偽のもっともらしい理由を告げて情報を提供しなかったりし、③情報を提供したが、的中しなかったり、または、高額な配当が得られなかったりした場合には、虚偽の理由を説明して、相手を納得させた上で、より高確率かつ高額の払戻金が獲得できるコースへの入会を勧め、④情報を提供しない場合には、組織からの情報により高額の払戻金が得られた旨の虚偽の的中結果を送付したりして、顧客を引き留めるなどし、⑤情報提供料や更新料等の様々な名目で繰り返し金銭を送金させる、という犯行手口。

⑷　犯行グループ構成員の氏名

大多和孝良、大多和さとみ、三上　雄太、松本　裕也、大家　久恵、北郷　泰光、藤井　伸昌、東出　晃樹、岡田　悦古、徳留　裕貴、関口　哲司

5　開始決定の時における給付資金の額　金1,747万9,168円

6　支給申請期間　平成29年11月21日から平成30年１月31日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人氏名　大多和さとみ、松本裕也、大家久恵、北郷泰光、藤井伸昌、東出晃樹

⑵　裁 判 所 名　千葉地方裁判所

⑶　裁判年月日　平成29年１月25日

⑷　確定年月日　平成29年２月９日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは、競馬情報提供会社を傘下に置くＧＫグループと称する団体の構成員であり、同グループは、不特定多数の者に対し、一定の費用を支払えば高確率で高額な払戻金を獲得できる競馬の買い目情報を提供する旨の書面等を送付し、同書面を受け取った者から前記費用の名目で現金をだまし取ることを目的として、同目的を実現する行為を組織的に反復して行っていた団体であるが、被告人らは、共謀の上、平成26年１月６日頃から平成27年５月15日頃までの間、被害者11名に対し、高確率で高額な払戻金の獲得を実現する競馬の買い目情報を提供できる競馬関係者ないし団体が存在し、かつ、実際に、同関係者や団体が、そのような買い目情報を提供していた実績があるかのように装い、一定の費用を支払えば同関係者ないし団体が予想する競馬の買い目情報を提供するなどと虚偽の内容を記載した書面を送付するなどし、その書面を受理した被害者らに、その旨誤信させて、被告人らが管理する銀行口座等に現金合計2030万4500円を振込入金させ、もっていずれも団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させたもの。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8　この公告に関する問合せ先（申請書の提出窓口）

〒260―8620　千葉市中央区中央４丁目11番１号

千葉地方検察庁　被害回復給付金担当

電話番号043―221―2462

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（千葉地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（千葉地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。